

1. 審議会の位置付け

- 新しい総合計画の策定に向けた検討
- 次期推進計画の策定に向けた検討（総合計画の推進）

第1条 帯広市総合計画の策定に資するため、市長の附属機関として帯広市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2. 審議会の所掌事項

- 新しい総合計画の策定に対する調査審議（意見・提案）
- 総合計画の推進状況を測るために実施する評価（施策・事務事業評価等）に対する調査審議（意見・提案）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画につき必要な調査審議を行い、市長に答申する。

3. 委員の構成、任期

- 知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、任期は2年

第3条 審議会は、委員30名以内をもって組織し、その委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

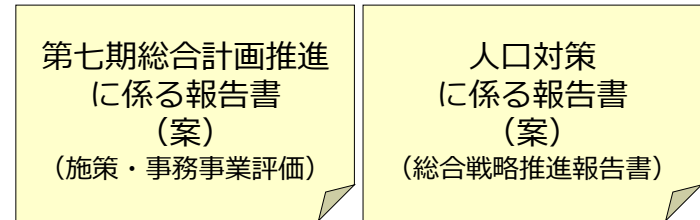
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 任期中の主な審議事項（役割）

- 第七期総合計画の推進に関する調査審議を行う
 - ①施策・事務事業評価結果について
 - ②総合戦略評価結果について（人口対策）

5. 調査審議結果

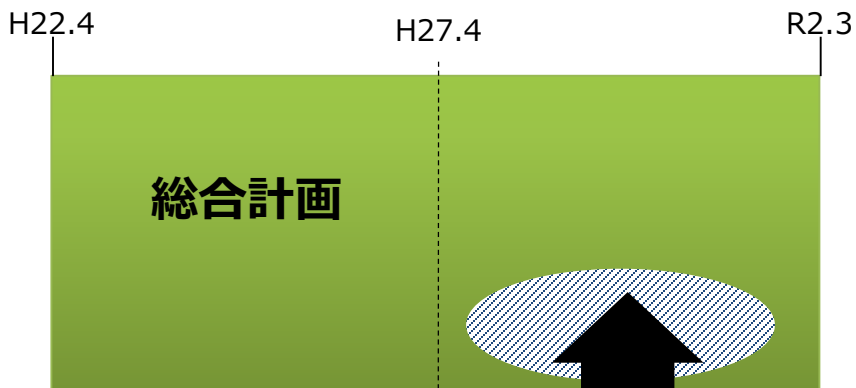
- 審議会において調査審議した内容（施策・事務事業評価結果及び総合戦略評価結果に対する意見・提案）を踏まえ、市で内容を検討した上で、施策・事務事業評価結果等を市民等に公表する。



6. 総合計画と総合戦略の関係性

＜第六期総合計画＞

人口想定：17万人程度

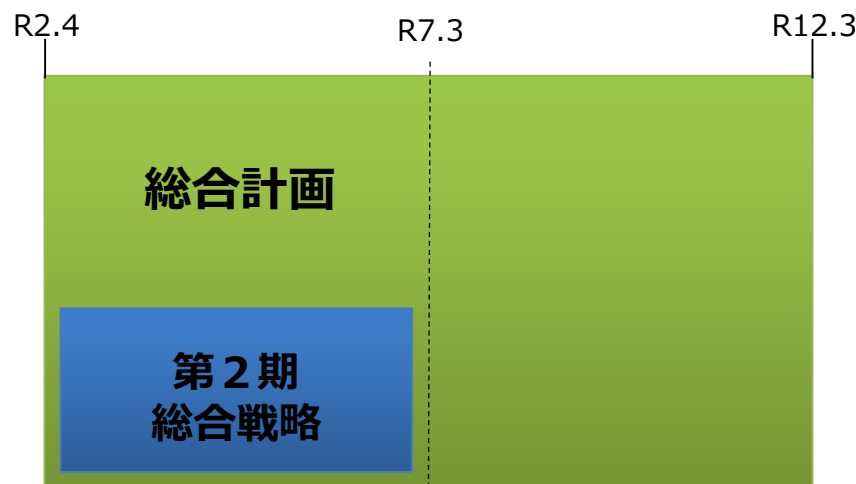


平成26年11月
まち・ひと・しごと
創生法制定

第六期総合計画を基本としつつ、新たな視点を加えた人口対策の計画を策定・推進

＜第七期総合計画＞

人口想定：中長期的な人口減少社会



第七期総合計画に、人口対策の計画的な推進を図っていく考えを明記し、総合計画と一体的に推進

7. スケジュール

